

高校の生徒懲戒における学内停学の考察

椋本 洋

(大阪府立住吉高等学校長)

八尾坂 修

(奈良教育大学教育経営学研究室)

Hiroshi Mukumoto

(Principal of Sumiyoshi High School in Osaka Prefecture)

Osamu YAOSAKA

(Department of Educational Administration, Nara University of Education)

要旨：生徒指導は生徒一人一人が「日々いかに生きるか」という課題に、具体的にかかわりながら、彼らの自己実現を援助していく営みである。急激な社会の変化の波にさらされる今日、生徒達の在り方・生き方は、きわめて多様であり複雑である。そのような現状の中、いわゆる問題行動は、「深刻化する少年非行―戦後第四の上昇局面」といわれるように増加しており、その行動パターンにも変化が見られる。このような状況の中、「学校は心を育てる場に」と期待されている。高等学校で実施されている指導方法としては、問題行動を起こした生徒に対する「懲戒」という対処療法的指導と道徳教育やカウンセリングなど時間をかけた原因療法的指導があるが、実際には、前者の指導に追われる学校が多くならざるを得ない現状がある。そこで、本稿では、取り上げられることの少ない「懲戒」に焦点をあわせ、その問題点を明確にし、さらに近年家庭教育力の低下などによって増加しつつある「学内停学」の実態を調査し、その課題を考察し課題解決への方向を明らかにしたい。

キーワード：生徒懲戒、学内停学

1. はじめに

平成11年度版警察白書¹⁾によると、「平成10年は、刑法犯少年の検挙人数が3年連続の増加」となり、その内容も「凶悪・粗暴な非行の深刻化が進み」また「覚せい剤等の薬物乱用も予断を許さない状況」にあり、「少年非行情勢は戦後第4の上昇局面を迎えて」いる。そのような状況は否応なしに学校現場を直撃し、文部省によるまとめ²⁾に基づくと高等学校生徒の場合懲戒処分という形で指導をされた生徒数は、平成10年度、退学が53件、停学1,626件、自宅学習・自宅謹慎等5,686件、訓告542件となっている。また、高等学校長協会が、1997年実施した「生徒指導上の諸問題について」のアンケート調査報告書³⁾によると、生徒指導件数の多いものまたは困っている事例は、多い順に、①遅刻・早退、②異装（茶髪、ピアス、ルーズソックスなど）、③不登校、④飲酒・喫煙、⑤登校拒否であった。これらは、校長が、基本的習慣の欠如や価値観の多様化といわれる背景で苦慮している実態をうかがわせるものである。さらに、学校としての指導は当然としながらも、本来は、地域や家庭教育に委ねたいものとして①異装、②飲酒・喫煙、③

遅刻・早退が上位にランクされ、上記の指導件数が多いことと一致している。また、学校できちんと指導したいものという質問に対しては、①遅刻・早退、②暴力行為、③薬物乱用、④性非行、⑤飲酒・喫煙があげられている。

さらに、校長として、生徒指導上の困難をかかえる場合の主な原因として、①保護者の理解・認識不足（71.2%）、②教師の指導力の問題（56.2%）、③生徒自身の課題意識不足（56.2%）がランキングされている。このような校長の認識は、「未来に向けて」、学校だけに心の教育をまかせられる事態ではなく、「家庭の教育力の見直し」や「地域社会の力を生かす」⁴⁾ ことに合致している。

ところで、生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための生き方にかかわる重要な機能の一つである。生徒指導の意義については、「青少年非行等の対策といったいわば消極的な面にだけあだけでなく、積極的にすべての生徒のそれぞれの人格のより良き発達を目指すとともに、学校生活が生徒一人一人にとっても、また学級や学年、さらに学校全体といったさまざまな集団にとっても、有意義にかつ興味深く、充実したものになるようにすることを目指すところにある」⁵⁾ と明記されている。

従って、生徒指導は、教科指導、道徳教育、特別教育活動、進路指導などあらゆる教育活動にかかわっているが、そのような広義の生徒指導を、椋本は、

- ① 非行やいじめなど反社会的行動に走る生徒に補導・矯正的な指導を行う。
- ② 登校拒否などの生徒にカウンセリング的なかわりを持つ。
- ③ 教育の場にふさわしい態度や行動ができるよう校則を守らせる指導を行う。
- ④ クラブ活動、ボランティア活動などを育成し、心身の健康や自己実現を図るために援助する。など4点に意義を限定し、実践してきた。

その中で、この論稿では、主として①について、考察する。というのは、②については、現在、生徒指導における主流となっており、様々な研究や実践が進み、その結果、指導書や参考文献がそろっている。また、③、④については、新しい事態が起こってはいるものの、学校にとっては、まだ比較的余裕のある課題といえるだろう。

最初に述べたように社会の急激な変化に伴い、学校は生徒たちの反社会的行動に対する指導に追われている。このような問題行動を起こした生徒に対する指導や学校の内部規律を維持するために「懲戒」が行われる。懲戒の具体的方法には、生徒を叱責したり、起立させたり、罰当番を与えたりなど事実行為として行われるものと、退学、停学、訓告のように法的効果を伴う処分としての懲戒がある。冒頭に示したように、停学や自宅学習・自宅謹慎等の措置が多くとられているが、家庭の教育力の低下などによりその教育的効果が弱くなっている。そのため、筆者がかって勤務した学校などのように問題行動を起こす生徒の多い学校においては、いわゆる「学校内謹慎」で対応している学校が少なくない。しかし、その教育的効果や課題については、明らかにされていない。

そこで、本稿では、以下のような分析、調査及び考察を行った。

まず、停学処分の法的根拠とその問題点について、検討を加えた。その後、実態を調査するために、大阪府立高校普通科全日制課程について「停学の在り方について」調査を行った。その結果、設立の新しい学校群と古い群とでは「学校内謹慎の措置数」に明らかな差が見られた。その原因を、椋本は、かつて、高等学校に存在していた「適格者主義」が、高校進学率の増加に伴って、変化していることによると予測した。そのため、年間100名以上停学者を数えている学校等

に対して、聞き取り調査を行い、その予測を確かめた。

これまで、自宅学習・自宅謹慎等による停学の懲戒については1980年代の坂本秀夫などの研究⁶⁾があるが、その後、それらの研究を越えるものはないように思われる。「学内停学」については、我が国で先行的研究がほとんど見られないだけに、研究の意義も認められよう。

2. 停学処分と学内停学

2.1. 高等学校における懲戒

生徒に対する懲戒は、「問題行動のあった生徒に対する指導や学校の内部規律を維持するなど学校における教育目的を達成するため、教育上の必要に基づき教育作用の一環として行われるものである」⁷⁾として、認められている。

その法的根拠は、学校教育法第11条にある。懲戒を加える際には、教育上必要な配慮をしなければならない⁸⁾ ことはいうまでもない。そして、体罰⁹⁾を含め、違法な懲戒を行った教員に対しては、行政上の責任¹⁰⁾ および刑事責任¹¹⁾ または民事責任¹²⁾ が問われることもあり、法廷で争われることがしばしばある。

懲戒のうち、退学、停学、及び訓告の処分は、校長がこれを行うことが、法的に認められているが、各地方自治体においては、教育委員会規則で訓戒を加えることが多い¹³⁾。事実、下村哲夫は、「公・私立を問わず、高等学校では、懲戒退学に変えて勧奨退学を行い、「停学」の他に「謹慎」を置き、懲戒、停学よりも一段軽い処分としていることが多い」¹⁴⁾ と述べている。また、柿沼昌芳は「停学になると、指導要録の「出席しなければならない日数」から、停学期間の日数が減せられるので、停学になったことが指導要録の中に記録として残される」こと、そして、校長は教育委員会に報告の義務が生じることから、いわゆる「生徒の履歴に残る」ことを嫌って、停学処分を行わず、実質的に停学と同じ効果を持つ家庭謹慎という処分を行っていると報告している¹⁵⁾ これらの報告に対して、大阪府における現状及び椋本の見解は、後に述べる。

2.2. 義務教育における懲戒

義務教育における懲戒については、学校教育法施行規則第13条3項の規定により認められていない。しかしながら、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあるときは、その生徒の保護者に対し、市町村教育委員会は出席停止を命ずることができる¹⁶⁾。この措置は、生徒本人に対する教育上の措置として加えられるのではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利の保障という観点から加えられている。実際に、平成9年度のデータによれば、小学校で1件、中学校で50件の計51件が措置されている（近年では、昭和60年度の137件が最も多い）。また、出席停止期間中の主たる監護の場所は、51件中46件が家庭、その他、児童相談所、親族の家庭となっている。出席停止にした理由は、暴力行為（対教師、生徒間、対人、器物破損等）が全体の約86%を占めている。

このような出席停止については、校内暴力がさかんになった昭和58年に文部省は初めての調査¹⁷⁾を実施し、同年12月に出席停止を求める措置を全国の教育委員会に向けて通知¹⁸⁾している。また、「いじめ」が激しくなった平成7年にも出席停止を記した通知¹⁹⁾を、平成8年にも同様の通知²⁰⁾、さらに平成10年通知では問題行動全般にわたって出席停止などの措置を講じるよう通知²¹⁾している。また、椋本の文部省担当者への問い合わせでは、このような措置に対する「出席

「停止措置の取り消し」を求める裁判などは、現時点ではない。この措置が一般に理解をされ、一定の効果を上げていると考えられる。

2.3. 停学処分の問題点について

上記2.1において、高等学校における懲戒とりわけ停学についてその法的側面を述べたが、その現状について、前掲の柿沼昌芳は、停学→家庭謹慎→学校謹慎 の方向にあることを紹介している²²⁾。柿沼の調査したフィールドは、東京都であるが、椋本の勤務している大阪府についてもおおむね一致していると考えられる。そこで、このような実態において生じている問題点について、考察する。

(1) 停学と謹慎

東京都立高校においては、「近ごろは、停学はあまり見掛けなくなった。一つは停学の教育的効果が疑われるようになったこと、一つは(中略)生徒の名誉権・プライバシー権などからみて公簿記載が疑問視されること、などの理由で、停学に代わって謹慎が採用されるようになった。これは教育的配慮に基づくものと認めることができる」として、停学と謹慎を異なるものとしてとらえている。また、このような措置は、東京都にかぎらず多くの県にも見受けられる措置である。しかし、大阪府においては「謹慎」の規定等は定めず、学則準則²³⁾において上記施行規則の3種類の懲戒を定めるのみとしている。しかしながら、実態としては、先にも述べた指導要録へ記載されたり、教育委員会への報告事項として「履歴に残る」ことから、生徒の人権上の配慮などにより、学校長の権限にもとづく「謹慎」を設け実施している学校もある。学校と生徒及び保護者との関係に信頼がある場合には、この措置が有効に機能する場合があるが、近年のように学校と生徒及び保護者の関係に齟齬をきたすような状況においては、学校側の真意が伝わらず、教育委員会をも巻き込んだトラブルへと発展することもまま見られる。そのため、教育委員会の指導としては、管理規則において指示している²⁴⁾ように、速やかに報告を求めるとともに、指導要録への記載は、プライバシー保護の観点から、停学日数は、停学日数、伝染病予防上の隔離日数及び臨時休業などの日数、忌引き日数、非常災害時の登校禁止措置日数などの総和として記入し、その理由の記載は求めないこととしている。

また、家庭謹慎についても、詳細は後に述べるが、「いわゆる学校謹慎をさせることは、それが通常の授業を受けさせず、別室で特別の指導を行うかぎり法令にいう停学に含まれるものと解される」²⁵⁾と、位置づけ、適正な手続きを踏まえた懲戒処分として扱うよう指導している。

最近、懲戒をめぐる、公文書公開など情報公開を求める市民も多く、家庭謹慎はもとより学校謹慎にしても、授業への出席を認めない法的効果を持つ処分であるから、適正手続きの上からも停学として位置づけ、懲戒として扱うのが妥当であろう。

(2) 学校外での行為と生徒懲戒

次に、懲戒処分の対象と範囲についてであるが、通常の場合、各学校において学則を補完する形で「懲戒規程」として内規を定める²⁶⁾。内規のない場合は、職員会議において慣例に従って、懲戒の内容及び停学の日数などを審議し、学校長が決定をする。

特に、後者のようなシステムで学校が動いているような場合、職員会議において、生徒の学校外の生活を監督する義務は教員にはないとする意見が出てくることがある。事実、中野進は、疑

問のある懲戒の例として、「学校外の行為と生徒懲戒」というテーマで「生徒の校外生活は、もっぱら教師の助言指導の対象とすべきで、規則で規制し禁止し、懲戒の対象とする領域ではない」²⁷⁾と指摘している。そして、現実には、生徒の行為を校内外に分離できないこともあるとしながらも、生徒の校外生活を裁くのは家庭裁判所や警察などで、生徒の校外生活については、生徒の相談役として生徒の指導助言に限定すべきだとしている。そして、現状では、すべてがあべこべになり、家庭あるいは社会との奇妙な提携がなされると指摘している。

この指摘は、ある意味で、現状を鋭く見抜いており、先に引いた全国普通科高等学校長協会の調査報告書においても、校長の悲鳴にも似た声としてあげられている。文部省もまた、問題行動への対応について学校は万能でなく「抱え込み」意識を捨てるべきとして、現在では、「幼児期からの心の教育について」の答申²⁸⁾中、家庭の教育力の復権を訴え、中野の示す方向性へと進行しつつある。椋本は、その方向を理解しているが、現時点においては、学校が校外の問題行動についても指導せざるを得ないと考える。事実、大阪府における懲戒後の教育委員会への報告書²⁹⁾には、懲戒事由として、喫煙、飲酒、暴力行為、不正行為、怠学、窃盗、恐喝、交通事案、その他³⁰⁾となっており、明らかに、校外生活に関連する事案が含まれ、先に引いた「懲戒内規」ほど厳しくはなくても、実態として、学校外で生じた問題行動を懲戒処分としているケースが少なくない。

3. 大阪府における学内停学

近年、家庭謹慎による停学指導から、学校謹慎による停学指導へと移行しつつある背景を、加藤貞夫³¹⁾は、共働き家庭の増加により、家庭での親の監督が十分でないこと等をあげている。

また、中野進も前掲書の中で、「高校進学率は向上したが、家庭の住環境は悪いままで、共働きも多くなり、家庭謹慎による教育的効果は望めなくなった」³²⁾と述べている。

椋本の勤務する大阪府の状況について「停学の実態と学内停学の実施状況」について調査した。

調査は、全日制普通科139校について行い、設立の古い学校群（昭和48年度以前に設立された学校）と新しい学校群（昭和49年以降に設立）に分けて、整理し作成したのが表1である。

表1 懲戒者数の新旧学校群による比較

懲戒者数	0～49	50～99	100以上	計
設立の新しい学校群	37.5% (10.4%)	42.1% (15.8%)	75.0% (37.5%)	38.7% (14.7%)
設立の古い学校群	22.0% (4.0%)	40.0% (20.0%)	50.0% (0.0%)	26.6% (6.3%)

(注) () 内の数は、停学を学校内停学のみで措置している学校の%である。

府立高等学校全日制課程普通科において、少なくとも学内停学³³⁾を考慮に入れた生徒指導を行っている学校は、30%台とまだ少ない。しかし、年間の懲戒処分対象生徒数が100名を越えるような学校についてみれば、何らかの形で学内停学をとりいれている現状があり、先に引いた両者の指摘が、さらに進行していることが分かる。さらに、設立の新しい学校群と古い学校群とでは明らかな差が認められる。(大阪府では、高校進学率の上昇に伴い、昭和44年から62年までの19年

間に89校が新設されるいわゆる新設校ラッシュになった。昭和49年に開設校数の中間値をとって、群の分け方の基準とした。）

そこで、以下のように抽出して、実態をさらに細かく調査するとともに、各学校が抱えている課題について、聞き取りを行った。

表2 聞き取り調査校

懲戒者数	0～49	50～99	100以上
設立の新しい 学校群	2 (1)	1 (2)	5 (3)
設立の古い 学校群	0	1 (4)	1 (5)

それらの調査結果をケースとして取り上げ、上記表2の(1)～(5)に分類し、考察する。なお、設立の新しい学校群中、複数校聞き取りをした学校については、ほぼ同様の結果であったので、懲戒人数0～49名校は、その中の1校、100名以上の学校については2校を取り上げ報告する。

(1) 府立A高校（大阪府府下）

①学校の概況

創立当初から個性的な教育方針で知られ、面倒見の良い高校として地元では評判がよい。それでも年間懲戒生徒数は90人前後はあったが、近年、教育改革に成功し、生徒層に変化が表れ、懲戒件数は激減している。

②指導内容

指導場所…各階にある学年生徒指導室

指導時間…生徒の登校時間より早めに登校させ、下校時は早めに帰宅させる。

指導内容…かつては正規の時間割に合わせて学習させていたが、近年、選択科目を大幅に増加したため教員の持ち時間、持ち教科数が増え原則どおりにはならなくなっている。そのため、どちらかといえば、空き時間の担当者のサポートにより、生徒に「生き方在り方」について考えさせる時間になっている場合もある。

③学内停学の場合の措置

出席扱い、授業は欠課扱い。ただし、進級に不利にならないよう例外措置として認める。指導要録には、記入しない。

④学内停学の措置を取っている理由

一人一人の生徒を大切にすることを定めた学校方針

⑤学内停学の効果

家庭謹慎よりはるかに大きな教育効果が上がっている。停学期間の指導を通じて、教員とのコミュニケーションがとれるようになり、その後の学習指導等にもよい影響が出ている。卒業後も指導期間をよい思い出として語る生徒も多い。

⑥課題

学内停学の場合でも、学校休業日には家庭訪問を実施する事が原則になっており、手間がかかる。特に、近年、教員の異動が多く、家庭謹慎をとっている学校から転勤してきた教員に、それらの校風を伝えていくことにやや困難を感じている。また、多数の教科科目を担当してい

る教員も多く、負担が多い。

(2) 府立B高校(大阪市内)

①学校の概況

中小企業の町工場の多い街が生徒の存在基盤。長引く不況で生活が苦しく、深夜まで母親も働いているため、生徒が一人暮らし状態にあることが多い。

②指導内容

指導場所…あき教室に複数名の生徒をいれ、学年の当番による自習監督がつく。

指導時間…早朝から放課後まで

指導内容…学年で教科の授業プリントを集めて準備し学習させる。

③学内停学の場合の措置

通常の場合と同じ。

④学内停学の措置を取っている理由

生徒が一人暮らしの状態が多く、家庭の教育力に頼れず、効果が上がらない。

⑤学内停学の効果

家庭謹慎が意味を為さないため、懲戒の有効な手段としてはこれしかない。

⑥課題

教員の負担が大きく、努力して懲戒が減ると教員が加配されなくなり、負担が増える。

(3) - 1 府立C高校(大阪市内)

①学校の概況

交通の便が悪く、創立時より遠距離から通学してくる生徒が多い。また、家庭などに課題をかかえた生徒が多数存在する。そのため、近年まで、厳しい生徒指導方針をとり、機械的懲戒処分や停学日数の累積加算などにより、学校に愛着を持たない生徒が出ている。中退生徒も多く、地域での評判は、良いとはいえなかったが、新しい生徒指導の方向も生まれはじめ、地元の中学などにもその努力が認められている。

②指導内容

指導場所…生徒指導室、応接室等

指導時間…通常の生徒登校時間よりはやく登校させ、原則として午前中まで

指導内容…生徒指導部による日課表および反省日誌の点検、担任が教科担当から集めて生きた学習課題(プリントによる授業が多い)を空き時間に指導。

③学内停学の場合の措置

出席日数、授業時数ともカウントせず、欠席・欠課扱い。進級に係わる場合は、進級判定会議で審議。指導要録には記入。

④学内停学の措置を取っている理由

家庭の教育力の低下にともなって、家庭謹慎では効果が上がらない。かつては家庭謹慎を取り、家庭訪問を、毎日行うことを原則としてしていたが、懲戒件数が多く、負担がかかりすぎる。また、生徒が実質一人暮らしという状況も多く、家庭訪問しても不在。その場合、停学を延長する方法を採るが、担任の負担が増えるだけで、生徒の関係は、改善されず、指導が困難になっていった。それらを改善するため、学内停学を始めた。

⑤学内停学の効果

学内停学中の指導が、担任にまかされているため、担任としての力量に左右されるところが

あるが、生徒にとっては、家庭謹慎より厳しい指導として理解され、ある程度の再発防止にはなっている。

⑥課題

懲戒対象生徒数が多く、担任の負担が過重。学校へ預けっぱなしという親の意識もあり、すべてを学校が引き受けるという姿勢に疑問を感じる。

(3) - 2 府立D高校(大阪府下)

①学校の概況

開校時のいわゆる「あれ」を克服できず、地域では「教育困難校」として位置づけられてしまったが、創立当時より熱心な教員に恵まれ、学校行事には、全力を投入し、新しい教育課程に取り組むなど活発な教育活動が行われている。

②指導内容

指導場所…生徒指導室、応接室など。

指導時間…早朝登校、下校時間は他の生徒と重ならないように配慮。

指導内容…学習課題が中心だが、生徒の生い立ちを聞くなど生徒に共感的態度で接している。

③学内停学の措置

出席すべき日数や要授業時数(1単位35時間)は変えず、欠席、欠課扱いをする。そのため、通常の措置の場合より、単位履修には有利に作用する。

④学内停学の措置をとっている理由

かつては、家庭謹慎を行い、学年で、当番を決め毎日家庭訪問を実施。近年、生徒の問題行動に対する学校の考え方と放任状態の親の意識のずれで、学校停学に切り替えた。ただし、親の意識を変えるべく家庭訪問は実施している。家庭には、生徒が一人という状況も多く、指導を受ける生徒と教員が異性の場合には、必ず複数で家庭訪問をすること、また、生徒だけが家庭にいる場合には、玄関先で課題を提出すること。保護者が在宅して、勧められる時のみ家にかかることなどを決めている。

⑤学内停学の効果

基本的な生活習慣の崩れている生徒などには、効果を認める。

⑥課題

内面的に指導を要する生徒が多いため、カウンセラーなどの必要性を感じる。

(4) 府立E高校(大阪府下)

①学校の概況

創立も古く、地元では、かつては伝統校として愛されていた。新設校ラッシュのころ、校内で生徒の行動をめぐる教員が対立。そのため、地元で評判が悪くなり、後続の新設校に次々に抜かれていった。近年は、教員が一致して生徒指導に取り組み、学校も落ち着きを取り戻している。

②指導内容

生徒指導室にて、終日指導。

③学内停学の措置

欠席、欠課扱い。ただし、進級判定にかかわる場合は、配慮。

④学内停学の措置をとっている理由

家庭的に落ち着いている地域にあって、原則としては、家庭謹慎であった。近年、都市化現

象が進み、家庭の経済的な地盤が落ちてきている。そのため、ごく一部ではあるが学内停学を実施し始めた。

⑤学内停学の効果

学習課題のノルマをこなすための時間保障することにはなっている。

⑥課題

生徒の問題行動に対し、保護者と学校との意識の差があること。

(5) 府立F高校(大阪府下)

①学校の概況

50年以上の伝統を持つ学校だが、新設校が生まれる度に、抜かれていった。教職員はそのような状況にあっても負担増になることを嫌い、低迷状態に入る。ただし、地域性もあり、進路は進学希望が多い。停学生徒数は3けた。ただし、遅刻常習者は、遅刻回数が多くなると「怠学」として扱い懲戒の対象とする。停学者数3けたという数字には、それが含まれている。

②指導内容

指導場所…生徒相談室。教科準備室

指導時間…半日

指導内容…課題(本を写すなど)

③学内停学の場合の措置 通常の場合と同じ

④学内停学の措置を取っている理由

原則として、家庭謹慎。近年は、家庭状況を担任が判断して、学内停学をさせる場合もある。最近、課題を仕上げられない生徒が増えたため、停学日数のうち半分を登校させて、学習指導するケースが増えている。また、遅刻常習者には、基本的な生活習慣を作らせるためむしろ登校させて(始業30分前)指導を行っている。

⑤学内停学の効果

担任によって指導に差があり、家庭謹慎よりはましという程度

⑥課題

伝統校によく見られる「処罰主義」(機械的停学指導)が残っており、生徒の悩みや不安に答え切れていない。

4. 考察—学内停学の阻害要因とその克服のために—

4.1. 聞き取り調査より

以上、6校の聞き取り調査を、整理してみると、以下に述べる2つの傾向がある事がわかる。その傾向を、仮に、A群、B群と名づけ考察する。

A群: 従前から(開校当時からの場合も多い)生徒の自己形成過程や家庭状況なども理解しようとする姿勢を持ち、生徒に共感的な態度で接することが教員の「学校文化」³⁹⁾として定着している学校。3に述べた例の内、(1)と(3)-1がそれに該当する。

B群: 「高校生としてかくあるべし」という基準があり、それにふさわしくない態度をとる生徒や学力を持たない生徒は、高校に来る資格がないとして排除する考え方(適格者主義)が、支配的な「学校文化」になっている学校

それぞれの群について、その特徴を列挙したのが、次の表である。

表3 教員の学校文化から見た学内停学の実態

	A群	B群
学内停学の位置づけ	<p>学校生活での在り方を見直したり、自分の生き方を考える機会として生徒に提供される。生徒にとっては、将来の進路を設計するよい機会となっている。また、停学期間中に、教員との密接な時間がもてるためその後の学校生活におけるスムーズな人間関係を作る契機となる。</p>	<p>家庭謹慎が、実質、「遊び時間」化しているため、ペナルティとして効果がなくなり、より厳しい代替措置として与えられている。</p>
停学期間中の学習内容	<ul style="list-style-type: none"> ・授業に遅れないようにという配慮から、行われている授業と並行した学習指導を行う。個人レッスンの形が多いため、学習が進み、遅れた部分を取り戻すことも多い。 ・カウンセリング ・読書 ・作文（テーマによっては生徒の内面がうかがわれる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルマ的な課題が多い。 英単語を写す、漢字百回など、書写が多い。 ・機械的な対応。 ・読書、ただし、書き写す作業課題となっている。 ・一日の行動の記録を日記として書く。
学内停学措置の効果など	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力の低下、あるいは親のモラルが失せてきた事が、この措置の原因。 ・基本的な生活習慣ができていなかったり、十分に基礎学力がついていず、学校を気分として忌避する傾向にある生徒が多いためそれらを補償するよい機会になる。 ・家庭を理解したり、保護者の姿勢に問題を投げかけるため家庭訪問は、学内停学期間中にも実施する。学校が指導を引き受ける事で親からの信頼を得、それを「てこ」に家庭へも問題提起を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動に対する学校の認識と家庭における放任状態という意識のずれが大きいという現実には押され、「停学処分」が効力を持たなくなった。親に監督能力なし。 ・問題行動を起こす起こす生徒たちへの処罰による禁止、あるいは規範づくり。 ・親からは、一定の信頼は得るが、「学校任せ」の構図は残る。 ・学校嫌いの生徒たちにとっては、この措置は、ますます学校を遠いものにする逆の結果を招くことがある。

このように、学内停学については、指導する学校に支配的な学校文化によって、かなりの差があることが明確になる。そのことは、基本的には、家庭謹慎措置であろうと学校停学措置であろうと同じ事である。そのため、大阪府教育委員会は、懲戒をおこなうにあたっては、保護者と連携し、①問題行動に至った原因の究明に努める、②生徒が今後の自己の課題について考え、自らの力で立ち直ることができるよう共感的な理解に立ち、かつ継続的な指導を求めている³⁵⁾。

また、懲戒に際しては、①事実関係の十分な調査をすること、②懲戒の本人及び他の生徒に対する教育効果などを考慮すること、③処分の内容を吟味することを示している。また、停学中の生徒の指導については、①人間としての在り方生き方を指導、②学習指導に努め、③学習成績上不利にならないような配慮をすることを学校現場に通知し、指導している。

このような指示に忠実に、その精神を生かした「学校停学」による生徒指導を行うためには、

生徒指導に当たる教員の負担を軽減するための教員加配の措置及び指導方法の検討が重要になる。

現在の所、前者については、1年間の懲戒処分対象生徒が100名以上在籍する学校については、教員加配が施策されている。しかし、財政難のなかこの措置が、維持されるかどうか厳しい状況にある。その理由の一つに、財政担当者である行政に、その必要性が認識されにくい事がある。

また、指導法については、学校の閉鎖性もあり、優れた実践が行われていても広がっていかない。逆に、管理的な指導にとどまっている場合など、公表をはばかるいわば「恥部」として、生徒指導が位置づけられていることもある。この点においては、今後、むしろ、「恥」をしのんで公開した上で、議論を深め、新しい質を持った実践³⁹⁾を開拓していく必要がある。

引用文献・注

- 1) 警察庁編『平成11年度版警察白書』大蔵省印刷局、1999年、p.74。
- 2) 文部省『生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について』1999年。
- 3) 全国普通科高等学校校長会『第48回総会・研究協議会要項』。
- 4) 中央教育審議会答申：『幼児期からの心の教育の在り方について』、1998年、第2章－第4章。
- 5) 文部省『生徒指導の手引き』、1965年、p.1。
- 6) 坂本秀夫『生徒懲戒の研究』学陽書房、1982年、など。
- 7) 大阪府教育法令研究会『高等学校管理運営実務提要』（三訂版）、1994年、p.283
- 8) 学校法施行規則13条①、その代表的な判例は、福岡地裁飯塚支部判決（昭45、8、12）において示されている。すなわち、「懲戒を加えるに際してこれにより予期しうべき教育的効果と生徒の蒙るべき権利侵害の程度を常に較量し、いやしくも教師の懲戒権のよって来る趣旨に違背し、教育上必要とされる限界を逸脱して懲戒行為の正当性の範囲を超えることのないよう十分にすべき（中略）当該生徒の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等諸般の事情を考慮のうえ、それによる教育効果を期待し得る限りにおいて懲戒権を行使すべきで、体罰ないしは報復的行為等に亘ることのないよう十分配慮されなければならないことはいうまでもない」である。
- 9) 体罰については、「子供の権利条約」の国内発効後、減少しているように見えるが、従来から、日本においては体罰に関して寛容な土壌が残っており、大阪府においても、全教職員に対し、年度始めに配布される「府立学校に対する指示事項」において注意を促している。特に、義務教育においては、体罰に替わる有効な措置が実質的に存在しないため、逆に体罰がなくならないという坂本秀夫の指摘（『生徒体罰の研究』学陽書房、1982年）がある。なお、平成9年度、体罰に係わる教員の処分件数は404件である。
- 10) 学校教育法11条による職務義務違反を理由とする地公法29条による懲戒処分が行われる。
- 11) ケースによるが、暴行罪（刑法208条）が成立し、傷害罪（刑法204条）が適用される場合がある。
- 12) 相手側から損害賠償を請求されれば、当事者間の示談を建前とするが、解決が難しい場合は裁判所が関与し、和解・調停・訴訟の結果、解決にいたる。その際、国家賠償法が適用され被害を受けた生徒の救済に当たることが多い。
- 13) 文部事務次官通達（昭32、12、21）（本条（学校教育法施行規則第13条第2項）に規定する

「退学」には除籍、放校等の、「停学」には謹慎、出校停止等の、「訓告」には譴責、戒告等のそれぞれこれらに準ずる懲戒処分を含むものであること。…）にもとづき、たとえば、東京都・区町村立学校の管理運営の基準に関する規則（昭53教則29）第22条によれば、懲戒「退学、停学、訓告、訓戒その他とする。」とあり訓戒その他の懲戒は、校長が定めることとしている。判例においても、福島地裁判決（昭47. 5. 12）がよく知られている。

- 14) 下村哲夫『定本教育法規の解釈と運用』ぎょうせい、1998年、p.212。
- 15) 柿沼昌芳『「甘い」指導のすすめ』三省堂、1995年。
- 16) 学校教育法第26条、第40条。
- 17) 文部省初等中等局長通知「校内暴力生徒の問題行動に対する指導の徹底について」（昭58. 3. 10）。
- 18) 文部省初等中等局長通知「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」（昭58. 12. 5）。
- 19) 文部省初等中等局長通知「いじめの問題への取組の徹底等について」（平7. 12. 15）。
- 20) 文部省初等中等局長通知「いじめの問題に関する総合的な取組について」（平8. 7. 26）。
- 21) 文部省初等中等局長通知「児童生徒の問題行動への対応のための校内整備等について」（平10. 4. 30）。
- 22) 柿沼昌芳、前掲書、p.132-141。
- 23) 学則準則第26条第2項「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う」。
- 24) 大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則第21条「校長は、懲戒のうち、退学または停学の処分を行ったときは、速やかに、教育委員会に報告しなければならない」。
- 25) 大阪府教育法令研究会、前掲書、p.285。
- 26) 例として、大阪府立A高校の懲戒規程によれば懲戒に行う違反行為は以下の項目が挙げられている。
 - ①学校の秩序を乱し、教育活動を妨げた者
 - ②学校または他人の財物を横領または窃盗した者
 - ③人に暴行・脅迫および傷害を直接・間接に加えた者
 - ④学校の建物、その他の公共物を故意に破壊・破損した者、学校が禁止した校舎・校具を許可なく使用した者
 - ⑤学校の許可なく火気等を使用した者
 - ⑥飲酒または喫煙をした者、及び同席していたにもかかわらずこれに忠告を与えなかった者、喫煙具を所持していた者
 - ⑦パチンコ店等法律・条例で禁止している場所に入入りした者
 - ⑧考査において不正行為をした者
 - ⑨単車及び自動車を無免許で運転した者、及び無免許と知りつつ貸与した者
 - ⑩登下校時に単車等及び自動車を使用した者
 - ⑪賭博をした者
 - ⑫生徒会役員その他学校より特に命ぜられた役員・委員等が公務を執行するに当たり直接・間接にその執行を妨害した者
 - ⑬出欠に関して不正行為をした者
 - ⑭故意に授業の進行を妨げた者

- ⑮学校文書を故意に偽造・変造または破棄した者
- ⑯学校の許可なく物品を販売した者
- ⑰学校の許可なく集会・伝達・放送または印刷物の作成、掲示、配布を行った者
- ⑱その他以上の各条に該当せず、教育上必要と認められた者

大阪府下全府立高校の懲戒規程にあたったわけではないが、ここまで精緻に懲戒規程を定めている学校は少ないと思われる。本規程を子細に渡って眺めれば、60年代後半から70年代前半の高校紛争や70年代の高校進学率の増大に伴って出現した「高校の荒れ」などの歴史の経過が伺われる。

- 27) 坂本秀夫編著『生活指導の法的問題』ぎょうせい、1987年、p.28。

この論文のもととなったと思われる同一著者における『生徒懲戒の研究』（学陽書房、1982年）によれば、「学校教育への影響から」という節において、生徒の学校内外の生活は相互に浸透し合っており、機械的に二分して校外生活に監督権はないとして切り捨てる態度は非現実的としているものの、学校が生徒の「本分に違反する」として、校外の行為を懲戒の対象とすることには異議を唱えている。この立場からすると、注26)の懲戒規程は、多くの問題を含むことになる。

- 28) 前掲、注4) 参照

- 29) 地方教育行政法第33条、大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則第21条

- 30) これらの問題行動に対する指導については、大阪府教育委員会においては以下のような通知、あるいは年度当初に全教職員に配布される「府立学校に対する指示事項」によって、その徹底を図っている。

①喫煙…教育長通知「喫煙の防止に関する指導の徹底について」（昭51. 7. 13）

②飲酒…教育長通知「生徒の飲酒・喫煙等問題行動防止の徹底について」（昭54. 10. 2）

両通知に関する根拠法規は、未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法に求めている。

柿沼は、前掲書（p.96-p.97）において、未成年者喫煙防止法は、「親権者の処罰」（3条）と「販売者の処罰」（4条）は、規定しているが、未成年者の処罰は規定していないとしている。そのため、生徒の喫煙行為を学校が懲戒処分にはできないし、もし懲戒処分の対象にするのなら、法の主旨を生徒・父母に示し、納得してもらう必要があるとしている。そして、学校で指導する一方で、社会に対し、自動販売機の問題、たばこのテレビコマーシャルの禁止など強く訴えていくことも大切であると主張している。一定の道理は認めるものの、その主張が一人歩きし、生徒の「喫煙行為」に対する野放し状態への弁護とされることには、異議がある。また、喫煙行為に対する指導の基本は、親の教育責任として大切な視点であるとしており、これについては、まさに正論である。ただし、学校が、介在して親にその問題を突きつけざるを得ない現状にあることを認識しておきたい。生徒の喫煙問題について、大阪地裁における北陽高校喫煙退学処分事件の判決（1991. 6. 28）は、北陽高校「生徒心得」に飲酒、喫煙に関する規程があり、その項目に違反する者については、処分をすることがある事を認め、退学処分の無効を求めた原告が敗訴している。

③暴力行為…教育長通知「生徒の暴力行為等問題行動の防止に関する指導の徹底について」（昭56. 3. 20）

④窃盗、恐喝…教育長通知「青少年の暴力非行防止対策の推進について」（昭56. 2. 6）

⑤交通事案…教育長通知「非行対策関係省庁連絡会議申し合わせ・生徒による自動二輪車

等の暴走行為及び交通事故の未然防止について」(昭54. 7. 10)

教育長通知「自動二輪車等の事故防止について」(昭58. 10. 7)

また、怠学や不正行為については各学校における懲戒規程において定められている。

- 31) 加藤貞夫「家庭謹慎における指導のあり方」『月刊生徒指導』、1975年9月号。
- 32) 坂本秀夫編著 前掲書、p.41。柿沼昌芳もまた、前掲書 p.132-p.133において、学校謹慎の措置が増えてきたことを述べている。
- 33) 大阪府教育委員会では、各学校から懲戒報告を提出させる際に、学内停学を実施したかどうかを報告させている。但し、用語としては「学校謹慎」という表現を用いているため、学校によっては、語意の取り方がまちまちであることが、後述する今回の調査で分かった。そのため、筆者としては、2.3で述べた理由から、今後、「学内停学」という用語を用いることを提言する。以下、同様の主旨から、本稿では「学内停学」と統一して用いる。
- 34) 中留武昭「校長のリーダーシップ」『月刊高校教育』1998年5月号など。
中留によれば、学校文化とは「各学校に固有のものとして形成されている認識・考え方の枠組み(規範、価値、伝統など)であり、行動様式である」として定義されている。
- 35) 各年度「府立学校に対する指示事項」
- 36) そのような質を持った取り組みを、いくつか紹介し、これらも今後の研究課題としたい。
 - ①佐谷力(府立松原高校)は、「家庭でのしつけに活かすカウンセリングの考え」(「子供の躰」論文入選作品、その要旨は、2000年1月11日、読売新聞に掲載)
なお、佐谷は、懲戒生徒に関する具体的な指導事例を発表しており、そのテキストは、府立松原高校で入手できる。
 - ②少年鑑別所等で実践されている「矯正療法」など学校にも参考にできる。精神分析的な手法は、特別なトレーニングを要するが、近年、大阪府教育委員会の事業の一つとして、大学院などの専門機関への派遣事業が行われており、派遣から現場復帰した教員などにより実践されるであろう新しい手法に期待するところが大きい。また、それ以外にも読書療法、芸術療法、生活つづり方など学ぶべきものが多い。参考書として、大阪矯正管区『矯正のための処遇技法』1980年をあげておく。
 - ③椋本もかつて、学内停学の期間に、「内観法」(三木善彦『内観療法入門』創元社など)にもとづいて生徒指導をしたが、効果的なケースもあった。

(注) 本論文は、椋本が執筆し、八尾坂が助言したものである。